

なわち、食事の準備をする人は、両年とも同居の人が圧倒的に多く、しかも若干増加気味である。一方別居の親族はここでも増加し、別居の友人が減少している。また、社会サービスはここでもかなり大きく増加している。なお、他の人に食事準備の援助をしてもらう必要がありながら、そういう人が得られない人は、この間に大幅に減少してほとんどいなくなっている。この点も、先の入浴介助と好対照をなしている。

以上のデータから、家族等による私的援助態勢と社会サービスの関係の変化を総体的に捉えることは難しいが、大まかには、次のようにまとめられよう。すなわち、家族等による私的援助態勢は、一貫した変化はないが、複雑な動揺を示しているのに対して、社会サービスは、前にもみたとおり着実に拡大している。しかし、それにもかかわらず、なお未充足のままとり残されているニードがかなりある。そこで次に、この未充足ニードの変化を少し詳しくみるとしよう。

未充足ニードの減少

ホーム・ヘルプ・サービスについてみると、AWS調査(1962年)では、フェルト・ニード(主観的ニード)で捉えられているが、その時実際にこのサービスを利用していた4.5%の老人のほかに、さらに10.2%の老人がこのサービスの利用を必要としていた。しかし、この主観的ニードによる測定はあまり正確でないと批判され、SWE調査(1965年)では客観的基準によるニード測定が行われたが、それによても、当時実際に利用していた4.5%の老人のほかにさらに4.8%の老人がこのサービスを必要としていた。1976年のEAH調査では、やはり同様の客観的ニード測定が行われたが、それによると、未充足ニードは1.3%に減少したことが明らかになった。しかし、厳密な意味ではホーム・ヘルプ・サービスのニードには入らないが、主要な家事を同居世帯外の人へ頼っているため、「高い危険性のある」老人が、このほかに5.9%もいることが分った。

このように、この10数年間に未充足ニードはかなり大幅に減少したことは事実であるが、前述した老人の軽度の身体的機能障害の増大、一人暮らしの急増などによるニードの拡大と変化に、必ずしも十分対応できていないことが示されているわけである。

A. C. Bebbington, *Changes in the provision of social services to the elderly in the community over fourteen years*, Social Policy and Administration, Vol. 13, No. 2, Summer 1979. pp 111~123

(冷水 豊 東京都老人総合研究所)

補足給付受給の失業者

— その生活水準と低所得への対応 —

ここで紹介するのは、1974年の補足給付受給失業者調査の結果を中心に彼らの生活水準と、低所得のなかでの生活の対応状況とを論じている論文である。その中心的意図は、最近の補足給付委員会(SBC)の政策が、「補足給付は、受給者を一般市民が属している社会に参加させえるものでなければならない」としている状況において、受給者は低所得の生活を現実にどのように処理しているか、それがこのSBCの目的とどのような関連をもつていてるのかを明らかにするところにある。

以下はその要約である。

1. 補足給付受給失業者の性格

1970年代の失業者全体の諸特徴は、調査・研究等により明らかにされている

が、補足給付受給失業者（以下受給者とする）については、あまり知られていない。

1977年には登録失業者の約半数が受給しており、70年代中頃にくらべ、失業給付を受けられずに補足給付に依存する失業者の割合は高くなっている。77年末には、52%が補足給付を受給し、さらに41%は補足給付のみの受給である。DHS統計によれば、受給者の大部分の受給理由は、失業給付の権利がない（49%）、失業給付受給条件が不十分なこと（38%）のためである。

受給者についての全国調査（1974年10月）によれば、三分の一が1年以上の失業者で、全失業者中の22%にくらべ長期失業者が多くなっている。また、この3年間に3回以上失業した者は37%、5回の失業者をみると7人に1人の割合になっている。失業前は不熟練・半熟練労働者であった割合は、受給者の三分の二であり、登録失業者での割合よりも高い。

2. 所得と家族に対する責任

失業の家族における影響は大きい。受給者の大部分は扶養家族をもっており、55%が妻帯者、既婚者の三分の二が子持ちの世帯主である。全失業者（DHS調査）の40%が3人の子持ちであるのに対して、受給者では約半数になっている。また、1971年センサスで3人以上の子持ち家族は四分の一であり、受給者の家族構成は大きい。

扶養家族に対する経済的責任は、3人以上の子持ちが多い35~44才層を中心に、半数以上の層にあり、妻と3人以上の子を扶養している四分の一の者に最も重く現れている。

受給者の所得は、圧倒的に補足給付が主要な、もしくは唯一のものである。生計中心者が多い30歳代後半層では、71%が失業給付を受けておらず、家族手当は30%のみが受給しているだけである。また、受給者の国家扶助以外の所得はほとんどない。

受給者の所得を、補足給付標準額（住居費加算）と比較すると、五分の一は

これよりも高い。しかし、標準より2ポンド以上高いのは2%にすぎない。彼らは、特別給付（食費、燃料費など）受給者や、長期受給の障害者である。一方、標準以下は12%で、彼らは「自発的退職」などの理由から減額されている者である。

受給者の所得額を、1974年10月における全肉体労働者所得49.7ポンドとくらべると、世帯主の平均は21.10ポンド、非世帯主の平均は9.29ポンドでしかない。また、2人の子持ち家族では、一般労働者の39.50ポンドにくらべ、受給者では24.17ポンドである。

このような、一般労働者との比較と同時に、受給者の失業前所得（6ヶ月前）と現在の所得をくらべてみると、受給後6ヶ月の最近まで働いていた者の四分の三が、当時の所得の80%以下の所得しかなかった。また、扶養家族が多い者ほど、失業前の所得の大きさは、受給所得に近づいている。当時の所得が受給所得よりも1割しか多くなかった層は、扶養子3人以上世帯の34%である。彼らの受給による所得の低下率は少ないが、それは失業前から低所得であったということである。

3. 資産状況とその質

ここでの資産は、住宅・耐久消費財の所有状況と、それらの「便利さ」・「快適さ」、さらには貯蓄、衣服のストックを含んだ広いものである。受給者にとって、受給所得の大部分は生活の基本的ニーズにあてられねばならず、受給前からの資産の状況は、生活に大きな差異をもたらすものである。

受給者の86%は貯蓄を所有していない。家族別の貯蓄所有率は、扶養子3人以上の世帯が最も低く、夫婦のみ世帯が最も高い。貯蓄所有率はこのように家族構成によって差異があるが、受給期間の長短とはさほど関連をもっていない。また、失業前の貯蓄状況については、不熟練労働者（対象の大部分を占める）の42%が、貯蓄をしていなかった。

住居については、家族持ち受給者の9割が世帯主であったが、世帯主の大部

分が公営住宅（賃貸）に住み、13%のみが持家である。しかも、この持家の半数は借金を支払っている。家族構成別にみると、家族持ちのほうが風呂・室内トイレなど基本的な「快適さ」では独身者よりも恵まれているが、スペースをみると、家族持ちの状態は悪い。住宅の全国調査で一般世帯とくらべると、受給者の室あたりの人数は多く、センサス基準をあてると、62%が狭すぎる住宅に住んでいることになる。

耐久消費財では、家計調査にくらべ、受給者の洗濯機、テレビ、自動車の所有率は低い。家族構成別では、家族持ちの洗濯機所有率は、その必要性から一般世帯の所有率に近いが、独身者では低くなっている。また、受給が長期になっている層では、耐久消費財の所有率は低い傾向がみられる。

週当たりの補足手当は、衣服の修理・交換の費用を含んでいるが、必要に応じて特別給付も行っている。特別ニードのためのSBCリストによって、衣服、履物の充足状況をみると、標準リスト以下の状況にある者は約半数である。三分の一はコートを所有していないし、44%は1足の靴しか持っていないかった。家族持ちに不足が強く現われ、受給期間が長い層ほど不足状況が現われている。家族持ちの四分の一は、コート、替衣服、2足の靴のない4人以上の子供をかかえていた。衣服は、週当たり補足手当で対応するのに困難なニーズのひとつである。

4. 低所得への対応

受給者の所得の「やりくり」の状況は、家族形態と受給期間の長さに関連している。「うまく対応」しているのは5%のみで、その四分の三は独身者であった。独身者、夫婦、扶養子1人家族の大部分は「やっと切りぬけている」状況である。扶養子2人以上の家族は「むづかしい」としている。また、「やっと切りぬけている」層は、長期者に多く、これは、低所得生活の「慣れ」と一種の「あきらめ」を反映していると理解できる。

受給者の大部分は、その単純な所得源泉のもとで、「高価な物」の購入のた

めに分割払い（32%）、通信販売（25%）の方法をとっている。三分の一以上が衣服を、四分の一が家事用具などをこの方法で購入している。この方法は家族が大きいほど利用割合が高く、3人以上の子持ち家族では週4ポンドを支払っている。また、長期受給者は衣服・家具・寝具を多く購入している。

家計のやりくりの主要な方法は、日常的な費目の「きりつめ」である。これは家族持ちに強く現われており、「きりつめ」は受給後最初の1ヶ月と6ヶ月～1年のところでよく行われる。「きりつめ」に耐えうる源泉をもたないにもかかわらず、家族持ちにおける「きりつめ」の割合は高いまま続いている。

この検約の内容は、半数以上が食費と衣服という基本的な費目である。食費では大部分の者が肉の消費を減らしており、受給1ヶ月層では高タンパク質がきりつめられている。

社会的活動やレジャーの検約では、飲酒、喫煙を半数がきりつめ、四分の一は外出を減らしている。このような社会生活上の基本的活動の低下は、受給者のライフ・スタイルに大きな影響を与え、それは家族員にもおよび、友人関係を変化させる。また、社会参加の機会の減少は、不熟練労働者の復職の機会を減らし、先に述べた補足給付の目的から遠ざけている。

このような検約のうえに、受給者は所得の補足をしなければならない。貯蓄のある者の80%がそれを引出しおり、長期受給者に多い。借金は受給の半数がしており、家族の大きさに比例してその割合は増えている。借金は大家族ほど生計のきりまわしにあてられている。借金先は家族持ちでは親戚、独身者では友人である。

貯蓄引出し、借金の目的は、本来、補足手当で充足されるはずの食費、衣服光熱費という基本的費目にあてられており、この傾向は家族持ちで顕著である。

受給者の39%は親戚から援助をうけており、子持ち世帯では50%にのぼる。援助の内容は経済的なものが56%になっている。しかし、受給者の9割が肉体労働者であったが、家族以外からの援助はほとんどない。労働者層では非経済的な相互援助が主であるとされているが、経済的ニーズが主に必要な失業者で

は必ずしも、その傾向を示さない。

一方、SBCへの援助申請も61%ある。3人以上の子持ち家族では82%である。申請内容は、家族員の衣服・履物が多く、次いで本人の衣服である。衣服・履物の援助を受けた者の三分の一は不十分としている。また、申請しない者の四分の一はその有効性を知らないためである。

負債をかかえている者は44%で、その割合は家族の大きさに比例して増えていく。四分の一は借金を返済しておらず、18%が分割払いなどをおくらせている。貯蓄のない層ほど負債を負う傾向にある。

受給者が、生活をきりつめ、借金等をしてもまだ充足されないニーズがあるとした者は72%で、家族が大きくなるに従って増えている。そのニーズの主なものは、衣服・履物であり、80%が指摘している。

5. 結論

受給後の所得が失業前の所得の80%以下にしかならないことは、失業者のライフ・スタイルと生活水準に大きな影響を与える。不十分な補足給付からの手当に対し、生活をきりつめ、借金し対応しているが、基本的消費費目の検討からくる問題とともに、SBCの目的とする、社会活動への参加がとざされている問題が生じている。また、受給者のなかで扶養家族を持つ失業者における生活の圧迫は、より重大である。このことは、SBC自身が「子持ち家族に対して、補足給付は、彼らが生活している相対的に豊かな社会に十分に参加させる水準で彼らのニーズを充足することはまれでしかない」と述べていることからも明らかである。

Marjory Clark, The Unemployed on Supplementary Benefit : Lining Standards and Making Ends Meet on a Low Income, Journal of Social Policy, Vol. 7, Part 4. October 1978, pp. 385-410.

(本間信吾 東京都老人総合研究所)

西ドイツにおける貧困論議

(西ドイツ)

Sozialer Fortschritt 誌の1979年6月号にFrank Klanberg による所得貧困層(Einkommensarmut)の推計に関する論文が掲載されている。主要推計値を紹介すると次のとおりである。

	貧 困 世 帯		同 人 員	
	実 (千)	対総人口比 (%)	実 (千)	対総人口比 (%)
社会扶助基準 1969年 (S 基 準) 1973年	2 3 7 3 4 3	1.1 1.6	3 7 0 5 3 1	0.7 0.9
ケルン基準 1969年 (K 基 準) 1973年	3 3 7 5 1 4	1.6 2.4	5 5 3 7 8 2	1.0 1.4
ガイスラ-基準 1969年 (G 基 準) 1973年	1,0 5 0 9 6 8	5.1 4.6	1,9 2 9 1,6 4 4	3.5 2.9

これら3つの貧困基準の違いは、S基準が社会扶助基準に実態家賃を加えたもの、K基準は連邦社会扶助法の世帯主普通基準に見合った基本消費需要に、適正住宅需要(平米当たり 2.90 マルクの係数を乗じて算出)を加えたもの、G基準は、住宅需要係数を平米当たり 3.78 マルク(社会住宅の平均家賃単価)としたものと説明されている。

2時点間の貧困世帯、同人員の割合は、S基準とK基準では上昇、G基準では低下し、相違がみられるが、Klanberg は、この差にあまり大きな意味を認めておらず、概して変化がないと受けとるべきだと述べている。